

班回覧

農業用廃農薬・廃プラスチック類は適正に処理しましょう！

廃農薬

日時：令和3年11月9日（火）
 午前10時00分～午前10時30分
 場所：JAさつま日置 市来支所

処理経費（1kg・1ℓあたり）

| | | | |
|-----------|-------------|--------|--------|
| 粉剤・乳剤・水和剤 | パラコート・銅・亜鉛剤 | 土壌消毒剤 | ピクリン |
| 400円 | 600円 | 1,200円 | 1,200円 |

印鑑をご持参ください。当日、現金払いとなります。

廃プラ

日時：令和3年11月26日（金）
 午前8時30分～午前11時00分
 場所：JAさつま日置 北部営農センター

処理経費（1kgあたり）

| | | | | |
|--------|---------|------|---------|------|
| 塩化ビニール | 農ポリ・マルチ | 肥料空袋 | プラ鉢・トレー | 埋立処理 |
| 42円 | 58円 | 58円 | 75円 | 75円 |

印鑑をご持参ください。

農業用廃プラスチック类等産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書類の備付け（携帯）が必要です。

表示義務について

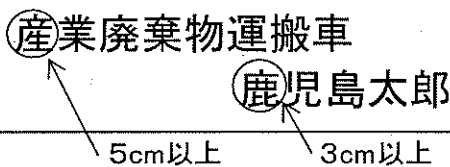
農家が自分で運搬する場合

- 1 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 2 排出事業者名

書類の携帯義務について

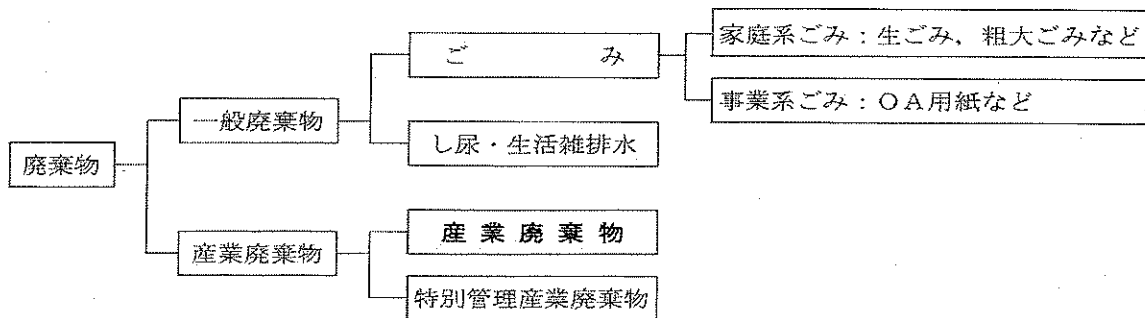
次の事項を記載した書類

- ・氏名及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



●なぜ、適正処理をしなければいけないの？

■農家の皆さんが排出する農ビやポリマルチ等は、「産業廃棄物」です。



産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち廃棄物処理法で定められた燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、畜産農業に係る家畜ふん尿など20種類の廃棄物のことです。

農業は事業活動を伴うもの（産業）ですので、農業から排出される廃プラスチック類も産業廃棄物になります。